
(公社) 愛知建築士会 退会手続きについて

都合により退会をご希望される場合は、退会手続の間違い防止のため必ず書面（FAX、E-MAILまたは郵送）にて、事務局へ届け出てください。
※退会届を提出しない限り、自動継続となります。

<ご注意>

1. 退会届をご提出いただけませんと、退会手続ができませんので、必ずご提出ください。
2. 退会日のご指定が無い場合は、退会届の事務局到着日を退会日とさせていただきます。
3. 退会日をさかのぼることはできません。
4. 未納金がある場合は、お払込み後に退会届をご提出ください。
5. 年度末の退会をご希望の際は、「令和〇年3月末日」とご記入ください。
6. 年度途中での退会の場合でも、年会費の返金は出来ませんので、ご了承ください。
7. 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

【お問い合わせ先】

公益社団法人愛知建築士会 事務局

〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル9階

TEL：052-201-2201 FAX：052-201-3601

E-mail：mail@aichishikai.or.jp

公益社団法人愛知建築士会 定款（抜粋）

第3章 会員

（会員資格の喪失）

第14条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。（わ）

- (1) 建築士法第5条の免許を失ったとき（か）
- (2) 退会したとき（わ）
- (3) 死亡したとき又は解散したとき（か）
- (4) 除名されたとき（わ）
- (5) 総正会員の同意があったとき（わ）
- (6) 会費の滞納が6か月以上に及ぶとき（わ）

2 前項第6号の場合においては、理事会の決議を経ることを要する。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。（わ）

（除名）

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。（か）

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあるとき（か）
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき（か）

2 前項により除名する場合においては、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によることを要する。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。（か）

3 前項の規定により除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。（か）

（退会）

第16条 会員で、退会しようとするものは、会費を完納した上、退会届を提出しなければならない。（か）

（納入金の返還）

第17条 会員が除名、退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。（か）

(公社) 愛知建築士会 会長 殿

_____ 支部長 殿

(支部所属の方は支部名をお書きください。)

退 会 届

下記理由により (公社)愛知建築士会 を退会致したく、お届けします。

(理 由) _____

令和 年 月 日 氏 名 : _____ ⑩
会員番号 : _____
住 所 : _____

- 注意事項
- 1, 退会届は会員証と共に所属支部長に提出してください。
支部に所属されていない方は本会事務局の受付となります。
退会時、定款第16条の規定により会費の返還はいたしません。
 - 2, 会費未納者につきましては、納入確認後の受付とします。
なお、お支払い頂けない場合は、除名処分の取り扱いとなります。

士会処理欄

会 長	専務理事	支部長	記 帳	受付